

【ABC 消費者情報 Vol. 44】

■海外宝くじの苦情増加！

オーストラリア、カナダ、中国など、海外から「高額な懸賞金が当たった」などの封書が届いた、という海外宝くじに関する相談が増加しています！

■事例

○海外から「賞金9千万円当選。手数料3千円を入金してください。」との封書が届いた。宝くじを買った覚えはない。

○カナダから海外宝くじが当たったかのような封書が届いた。申込書に個人情報とクレジットカード番号を記載するように書いてあり不審。

■アドバイス

○海外からの心当たりのない怪しい封書が届いたときは注意しましょう。

宝くじに当たったかのような文面ですが、申し込んでもいないのに当選することはありません。

○国内で海外宝くじの発売や授受を行うことは刑法に抵触する可能性があります。

誘い文句や当選金額に惑わされず、絶対には買わないようにしましょう。

○申込金や手数料を名目に送金させたり、クレジットカード決済で支払わせたりしますが、一度支払うと、次々に封書が届くようになり被害が拡大する恐れがあります。

○小額の当選金や商品が届くこともあり、「いつか当たる」とのめりこんでしまうこともあります。周囲の人が日頃から気を配ることも大切です。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611